

京都市告示第171号

京都市市街地景観整備条例第43条第1項の規定による、地域景観づくり協議会であることの認定をしましたので、同条第3項の規定に基づき、告示します。

平成24年7月17日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

西之町まちづくり協議会

2 代表者の氏名及び住所

片山 博太郎

京都市東山区新門前通大和大路東入西之町224番地

3 主たる事務所の所在地

京都市東山区新門前通大和大路東入西之町226番地

4 活動の対象区域

京都市東山区西之町の一部

5 活動の目的

良好な街並み景観の形成及び保全を図るとともに、職住共存の暮らしの中で住みよい町を目指す。

(都市計画局都市景観部景観政策課)